○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
富士市蓼原字用水堀東七二四番三から同市蓼原字北堀添七八六番二四まで	前	三七・〇～五二・七	一・一七	
	後	三五・七～五二・七	一・一七	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高山市上切町一九五番一から同市上切町五七七番一まで	前	二五・〇～六六・〇	〇・三〇九	
	後	二〇・五～四六・三	〇・三〇九	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

名称　国営明石海峡公園（淡路地区）

位置　兵庫県淡路市夢舞台

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十八年四月一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湖南市朝国字下川原八番一から同市朝国字平山一番五三七まで	前	四〇・八五～八〇・七六	〇・三一一	
	後	九〇・五三～八〇・七六	〇・三一一	
湖南市朝国字平山一番五三七から同市石部北二丁目二一三八番一まで	A	一〇〇・〇八～一一〇・六〇	七・八三〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二一〇・六〇～三〇〇・九五	一・三二〇	
	C	三〇〇・九五～五四・三四	六・八七九	
	後	二一・六〇～八六・六〇	八・一九九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び三百三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
長浜市西浅井町塩津浜字西一一三六番地先から同市西浅井町塩津浜字浦手一八四番まで	前	八・一〇～二八・一七	〇・九〇二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	一四・八一～三〇・二二	〇・九〇九	
	B	一四・八一～四四・一九	〇・九〇九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
滋賀県愛知郡愛荘町長野字北堀ノ尻三一八番一から同町長野字南堀ノ尻三〇九番二まで	前	一二・七五～一三・五〇〇	〇・〇四四	
	後	一二・七五～一三・五〇〇	〇・〇四四	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	滋賀県愛知郡愛荘町長野字北堀ノ尻三一八番一から同町長野字南堀ノ尻三〇九番二まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号